川崎市中継ヤード建設発生土に係る 検定試験実施要領

川崎市中継ヤードへの建設発生土搬入に当たり搬入建設発生土の検定試験実施要領を 次のとおり定めるものとする。

1 検定試験表

(1) 河川、建築物跡地、工場用地、工場跡地等の建設発生土及び1件工事の発生面積の規模が2,500 m²以上で1,000m3以上発生する建設発生土は、全項目の検定試験を実施し、「検定試験表」を建設発生土処理申込時に提出すること。1件工事の発生面積の規模が2,500 m²未満で1,000m3以上発生する建設発生土は、ダイオキシン類溶出及び含有試験を除いた全項目の検定試験を実施し、「検定試験表」を建設発生土処理申込時に提出すること。1件工事の発生面積の規模が2,500 m²以上で発生量が1,000m3に達しない建設発生土は、ダイオキシン類溶出及び含有試験のみを実施し、「検定試験表」を建設発生土は、ダイオキシン類溶出及び含有試験のみを実施し、「検定試験表」を建設発生土処理申込時に提出すること。

なお、臨海部における工事については発生量にかかわらず「砒素」項目の検定試験を実施し、「検定試験表」を建設発生土処理申込時に提出すること。

- (2) 試料採取及び検定試験は、建設発生土受入申込前3カ月以内に行うものとする。
- (3) 「検定試験表」及び「試料採取位置を記入した平面 図」に採取責任者(環境計量士等)、会社名及び検定試験者名を明記すること。

2 試料採取方法

- (1) 50mメッシュに1箇所を目安に試料採取し、1件工事で発生する建設発生土が 2,000m3以上の工事については、2,000m3毎に1箇所ずつ追加採取し、検定試験を実施する。
- (2) 地表面から約50cm前後の位置から採取すること。
- (3) ダイオキシン類については、50mメッシュを目安に、2,500 m³毎に1箇所づつ追加採取する。また、地表面から5cm前後から採取すること。農用地など人為的な攪拌のある土壌については、地表面より30cmまでの部分を採取する。
- (4) シールド工事等の場合は、断面内又はその付近から採取すること。
- (5) 特に掘削断面が大きい場合は、市の指示するところによる。

3 試験項目及び受入基準

試験項目 (別紙)

受入基準 川崎市建設副産物取扱基準による。

4 検定方法

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)又は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」(昭和51年2月17日環境庁告示第3号)、「底質調査方法」(昭和63年9月8日環水管第127号)、「海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件」(平成15年6月13日環境省告示第68号)及び「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成12年3月環境庁)による。

(注) 環水管環境庁水質保全局通知

附 則 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 ダイオキシン類濃度検定試験のうち含有量に係るものは平成17年4月1日から実施することとする。

附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

土砂検定試験項目及び基準値

	砂筷正試験項目及(試験項目	基本區基		Ī	測 定 方 法
(1)	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと			
(2)	水銀又はその化合物	検液1リットルにつき	水銀	0.005mg以下	
(3)	カドミウム又はその化合物	検液1リットルにつき	カドミウム	0.1 mg以下	
(4)	鉛又はその化合物	検液1リットルにつき	鉛	0.1 mg以下	
(5)	有機リン化合物	検液1リットルにつき	有機リン	1.0 mg以下	
(6)	六価クロム化合物	検液1リットルにつき	六価クロム	0.5 mg以下	
(7)	ひ素又はその化合物	検液1リットルにつき	ひ素	0.1 mg以下	
(8)	シアン化合物	検液1リットルにつき	シアン	1.0 mg以下	
(9)	РСВ	検液1リットルにつき	PCB	0.003mg以下	
(10)	有機塩素化合物	試料1kgにつき	有機塩素化合物	40.0 mg以下	S.48.2.17環境庁告示第14号
(11)	銅又はその化合物	検液1リットルにつき	銅	3.0 mg以下	「海洋汚染及び海上災害の防止に関
(12)	亜鉛又はその化合物	検液1リットルにつき	亜鉛	2.0 mg以下	する施行令第5条第1項に規定する
(13)	ふつ化物	検液1リットルにつき	ふつ素	15.0 mg以下	埋立場所等に排出しようとする廃棄物
(14)	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき	トリクロロエチレン	0.3 mg以下	に含まれる金属等の検定方法」による
(15)	テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき	テトラクロロエチレン	0.1 mg以下	ح
(16)	ベリリウム又はその化合物	検液1リットルにつき	ベリリウム	2.5 mg以下	
(17)	クロム又はその化合物	検液1リットルにつき	クロム	2.0 mg以下	
(18)	ニッケル又はその化合物	検液1リットルにつき	ニッケル	1.2 mg以下	
(19)	バナジウム又はその化合物	検液1リットルにつき	バナジウム	1.5 mg以下	
(20)	ジクロロメタン	検液1リットルにつき	ジクロロメタン	0.2 mg以下	
(21)	四塩化炭素	検液1リットルにつき	四塩化炭素	0.02 mg以下	
(22)	1・2- ジクロロエタン	検液1リットルにつき	1・2・ジクロロエタン	0.04 mg以下	
(23)	1・1・ジクロロエチレン	検液1リットルにつき	1・1・ジクロロエチレン	0.2 mg以下	
(24)	シス-1・2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき	シス-1・2-ジクロロエチレン	✓ 0.4 mg以下	
(25)	1・1・1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき	1・1・1・トリクロロエタン	3.0 mg以下	
(26)	1・1・2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき	1・1・2・トリクロロエタン	0.06 mg以下	
(27)	1・3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき	1・3・ジクロプロペン	0.02 mg以下	
(28)	チウラム	検液1リットルにつき	チウラム	0.06 mg以下	
(29)	シマジン	検液1リットルにつき	シマジン	0.03 mg以下	
(30)	チオベンカルブ	検液1リットルにつき	チオベンカルブ	0.2 mg以下	
(31)	ベンゼン	検液1リットルにつき	ベンゼン	0.1 mg以下	
(32)	セレン又はその化合物	検液1リットルにつき	セレン	0.1 mg以下	
(33)	1・4・ジオキサン	検液1リットルにつき	1・4・ジオキサン	0.5 mg以下	
(34)	ダイオキシン類	検液1リットルにつき	ダイオキシン類	10pg-TEQ以下	H15.6.13環境省告示第68号に定める方法によること
(35)	水銀、PCBの含有濃度	水銀25ppm未満、PCB10ppm未満			H.24.8.8環水大水発第120725002号「底質調査方法」 によること
(36)	油分	-			S.51.2.27環境庁告示第3号に定める方法によること
(37)	ダイオキシン類の含有濃度	試料1gにつき	ダイオキシン類	150pg-TEQ以下	H20.3環境省ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアルに定める方法によること